



日時：2024 年 2 月 18 日 日曜日 8：30-10：30

場所：みはる野自治会館

担当：総務部

出席者：副会長、各部部長 & 副部長（出席者詳細は出欠表参照）

● 1. 会長より

- ・本年度のイベントもほぼ完了していて、残りは総会と役員の引き継ぎになりました。
- ・鳶尾では自治会解散という話も出ている(役員の活動が負担として大きい。というのが主な理由)が、昨今の災害報道を受けて、災害発生を想定した場合の自治会内での準備(安否連絡、備品確保等)等、外部委託できるモノは無いか？それはどういう形態か？という点を 24 年度の中で進めていきたい。

● 2. 2 丁目バス停前の空き地利用について（会長）

- ・現状、「道路」の登録。神奈中バスが用途を検討しているが、検討が止まっている状況。
みはる野自治会での要望をまとめて提案することで用途を変更できる可能性がある。その際、何か施設を計画するのであれば「多目的な複合施設」である必要がある（老人憩いの家、児童館、集会施設等、単独用途のモノは受け付けてくれない状況であり、他自治会での成功事例の見学や、建設にあたっての周辺住民の声をきちんと反映していく必要がある）。
まず、「地目変更」の申請と、住民の意見集約を実施し要望をまとめる作業を実施していきたい。

● 3. みはる野自治会臨時駐車場整備について（会長）

- ・2 丁目のなかよし広場内の臨時駐車場に関して、整備して自治会会員の駐車場にすることで土地所有者(和光建設)と調整中(現在、無料借地として口約束。駐車 8 台分増加)。
みはる野内の高齢化に伴って、成人した子供たちが帰省した際に、駐車場に関して余計な心配をしなくても済むように。という背景から、本件を推進したい。
まずは和光建設側と覚書を交わしたうえ(総務部で保管)で、整備の見積もりをとっていく。
(2024 年の GW から暫定でも運用できるようにしておきたい)

● 4. 自治会活動の高齢化対策についての試案（会長）

- ・まつかげ台の調査では、班長業務(回覧物の配布と会費の徴収)だけなら対処可能だが、各委員会に所属しての役員活動の負担が非常に大きい。という声がかかりあった。との事。そこで、班長業務の低減として、「専門委員会の統廃合」並びに、「実行が難しいイベントへのみはる野ふぉ〜らむによるサポート」等による負担軽減を提案したい。
*みはる野ふぉ〜らむ：2 年前に発足したみはる野自治会サポート組織。みはる野住民を中心にサラリーマンを定年退職された方や、みはる野内でのイベントに精通した方で組織されている。(現在、4 名在籍)
高齢化に伴い、今と同じレベルでは維持運営できない事を踏まえて、班長の負担軽減で、自治会の継続運用(班長のなり手がいなくなって自治会解散とならない様に)に貢献したい。

● 5. みはる野ふおーらむ についての試案（会長）

- ・現状、「自治会会館の管理(入出記録、除草等)」、「駐車場管理」、「みはる野自治会公式 LINE 公式アカウントの維持管理」等に従事頂いている。
- ・一般社団法人化の提案も出たが、各班長が無償で対処しているものに対する公平性が確保が出来ない為、在り方としては、ボランティア活動を前提とする無償活動の団体で、みはる野自治会の下位組織として存在し、各イベントのサポートをするモノとして進めていく。
(まずは、役責が総務部預かりとなっている「どんど焼き」に関しては、来年度運営はサポートする事業として考えたい。)

● 6. 2024 年度体制にむけた準備（総務部）

- ・新班長選出準備
新班長の委員会希望届 1 丁目:残 2 件、 2 丁目:残 3 件。
最終締め切りの~2/24 までの提出を、各部長→現班長で連絡しフォローする。
- ・規約変更箇所の確認
以下 2 件の変更を提案し、役員会で承認を得た。

(1)会員の役割 第 3 条-3

- (現)準会員及び特別会員は班長業務等を免除することができる。
- (新)3 準会員は準会員申請により、班の総意を得ることで班長を 1 回免除することができる。
但し、次の班長が回ってきた際に再度申請を行う必要がある。
- 4 特別会員は班長業務等を免除することができる。

(2)班長 第 5 条-2

- (現)班長は輪番制とする。但し、会長・副会長を務めた者は輪番の対象から除く。当該者が就任を承諾した場合はこの限りではない。
- (新)班長は輪番制とする。但し、会長・副会長・部長を務めた者は退任後初の班長を免除できるものとするが、当該者が就任を承諾した場合はこの限りではない。

● 7. その他

- ・厚木市への要望書
 - >みはる野自治会館北東斜面の擁壁建設
 - >みはる野通学路及び小道(H-556:スポーツ広場横の道路)の舗装整備
- ・その他
 - >2 丁目 25 街区への防犯カメラの設置の件
→個別に個人宅へ設置を推奨することで合意(不審者は見つけ次第警察へ通報して下さい)
 - >関谷公園の防災倉庫への「登り」に関しては、すぐ裏の住民のフェンスが既に破損しており、迷惑防止の観点から、ポスター掲示により注意喚起を促す。

- 次回 3 月 10 日 (日) 役員会 8:30~9:30
新班長会 10:00~11:00